

# 事務所通信

平成23年夏号

こんにちは。立川です。

100年に一度といわれた経済危機からちょうど2年半がたち、ようやく、その危機を脱し始めるかにみえました。

そこに今回、1,000年に一度という大自然災害が襲ってきました。

被災地の復興は、早くても3年、もしかしたら5年程度かかるのではないかととも言われはじめています。

さらに、原子力発電所の事故により、節電や、いわゆる省エネが、この夏本格的に実施せざるを得ない状況になっています。

まだまだ、予断は許されないものの、地震などの恐れが、ひとやまを超えたのであれば、今度は本格的な経済の回復です。

経済の回復とは、企業にお金が入ってきて、そのお金を有効的に活用し、そしてその有効的に活用したお金がまた企業に入ってくる、ということだと考えています。そして、その繰り返しが、少しでも上向いていくことが、景気の回復であると思います。

7月1日には、平成23年分の路線価が公表されました。

新聞報道によれば、都内の路線価は平均2、0%の下落とのこと。3年連続の下落ですが、「下げ率は縮小」されているとのこと。

路線価の「下げ率の縮小」で、まず、経済の回復が近くなっていることを、切に願いたいものです。

さて、平成23年度税制改正が、6月26日に成立されました。例年より、3か月遅れです。

税制改正法案のうち、民主党、自民党、公明党が合意した項目が切り離されて、成立となりました。抜本的な改革は先送りされていますが、多くの増税項目が、来年以降の持ち越しとなっています。

また、「復興税」ということで、一時的に増税となることも避けられない状況です。

さらには、消費税率が、景気の回復を条件に「2010年代の半ばには、10%」とされる可能性が強くなってきました。

どうか、近い将来の増税に備え、少しでもキャッシュが増えていく強い企業にして下さるように、強くお願い申し上げます。

どのようにしたらいいのかは、社長と一緒に、全力を挙げて知恵を出していきます。

(代表 立川 勝一)

## 1. エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合の特別償却、税額控除制度の創設

青色申告法人、青色申告の個人事業者が、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得して、取得から一年以内に事業に使用した場合に、下記の**どちらかの適用**を受けることができるようになります。

- ① 取得価額の30%の特別償却の適用。
- ② 中小企業については、取得価額の7%の税額控除。ただし、当期分の法人税額（個人事業者は当年分の所得税額）の20%が限度とされます。

## 2. 雇用促進税制について

青色申告法人、青色申告の個人事業者が、所定の条件の下に、従業員を増やした場合には、その増やした従業員につき、一人あたり原則として20万円を、個人の所得税、または法人の法人税から控除できる制度が新設されます。

ただし、当年の所得税、当期の法人税の10%（中小企業は20%）が控除限度額とされます。

### 【主な条件】

1. 公共職業安定所に雇用促進計画の届出を行うこと。
2. 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する決算期に、前期末と比較して、雇用保険一般被保険者が10%以上、かつ、5人以上（中小企業では2人以上）増加したことの公共職業安定所の確認を受けたこと。

青色申告法人には、法人税だけでなく、法人住民税からもその増やした従業員につき、一人あたり原則として20万円を控除できる制度があわせて新設されます。

## 3. 消費税の事業者免税制度の課税強化

消費税の事業者免税制度について、課税強化となります。

この改正は、その年または、その事業年度が、平成25年1月1日以後に開始する、法人、個人事業者について適用されます。

現行： 個人事業者の前々年または、法人の前々期の課税売上高が1,000万円以上になると、消費税の申告納付が必要となります。

改正： 個人事業者は、前年の1月から6月までの課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税の申告納付が必要となります。

また、法人は、前期の期首から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税の申告納付が必要となります。

なお、この判定基準の「課税売上高が1,000万円を超える場合」とは、「給与等の合計額が1,000万円を超える場合」でもよいこととなりました。

**個人企業のお客様。関連会社の設立をご検討されているお客様へ。**

**この改正により、消費税の納付を最大2年間（正確には最大1年11ヶ月間）免税とするためには、平成23年12月までに、会社を設立する必要があります。**

#### **4. 課税売上高が5億円を超える事業者の消費税の計算が厳格化されます**

現行の消費税では、納税額の計算において、課税売上割合が95%以上の場合には、課税仕入等の税額の全額を「仕入税額控除」できる制度になっています。

今回の改正では、その事業年度の課税売上高が5億円（その事業年度が1年に満たないときは年間算で5億円）を超える事業者には、課税仕入等の税額の全額を「仕入税額控除」できないこととなります。

この改正は、平成24年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

#### **■ 今回の税制改正が先送りされた項目について**

今回の税制改正が先送りされた主な項目は、下記のとおりです。

- (1) 給与所得控除の上限設定
- (2) 役員給与にかかる給与所得控除の見直し
- (3) 役員退職手当の見直し
- (4) 法人税率引き下げ
- (5) 減価償却制度の見直し
- (6) 欠損金の繰越控除の見直し
- (7) 相続税の基礎控除の引き下げと、最高税率の引き上げ
- (8) 贈与税の税率構造の緩和

#### **■ 震災義援金・見舞金に関するの税の扱い**

個人事業者、個人が、大震災に関し、日本赤十字社や新聞報道等の団体に寄附をする場合には、寄附金控除の対象になります。寄附金の合計額から2,000円を差し引いた額が、年間の所得から控除されます。

振込先が直接、震災口座専用のものであれば、その振込用紙が寄附金の領収書になります。個人の確定申告の際に、振込用紙の控えが必要になります。

法人が、大震災に関し、日本赤十字社や新聞報道等の団体に寄附をする場合には、「指定寄附金」として、全額経費扱いになります。

領収書または振込用紙は、会社の他の経費と同様に保存していただき、また、相手先を明確に帳簿に記載して下さいませ。

## ■ 編集後記

先日、社員旅行で九州に行ってまいりました。旅行の途中で梅雨に入りましたが、運よくほとんど雨に降られませんでした。

観光で印象に残っているのが、大分県の九重”夢”大吊橋(高さ 173 m、長さ 390 m で歩行者専用橋としては日本一の高さで長さ)から見る鳴子川溪谷と雄滝と雌滝の2つの滝がある振動の滝の景色は素晴らしかったです。

ただ、足元を見るとさすがに高くて少し足がすくみました。

また、湯布院温泉では豊富で広い範囲で湯が湧くため旅館が一箇所に集積しておらず町の造りがゆったりとしており、自然を感じつつゆったりと温泉に入ることができ、たっぷり汗をかき、太り気味だった身体が少しスマートになった気がしました。

( 宮 田 )